

四日市コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、四日市コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会（略称「協力会社災害防止連絡協議会」）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、四日市コンビナート各元方企業毎に組織された協力会社災害防止協議会等（元方企業と協力会社で構成するもの、協力会社のみで構成するもの等形態、名称にかかわらず、協力会社が参加して、災害防止を目的とした組織体を総称していう。以下同じ）が相互に連絡を密にし、これらが連帯してコンビナート全般の安全衛生管理水準の向上を図り、協力会社の自主活動を促進して労働災害を防止することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事項を行う。

- (1) 各協力会社災害防止協議会等の相互の連絡および情報等の交換に関する事項
- (2) 災害事例の研究および対策の樹立と、その周知に関する事項
- (3) 説明会、講演会、講習会等による関係法令、安全衛生諸対策の徹底に関する事項
- (4) 特別教育、職長教育等必要な安全衛生教育の実施に関する事項
- (5) 教育用諸資材等の共同購入および共同利用に関する事項
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、四日市コンビナート地域に所在し、本会の趣旨および会則に賛同して入会申し込みを行った協力会社災害防止協議会等を会員とする。

(委 員)

第5条 構成員たる協力会社災害防止協議会等の協力会たる会長または副会長或いは当該協議会等で指名された者が委員となる。

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会計監事 2名

(役員の改選)

第7条 役員は幹事会で候補者を推薦し、総会で選任される。

(役員の任期)

第8条 役員は任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐する。
 3. 幹事は会長および副会長とともに幹事会を構成する。
 4. 会計監事は本会の会計を監査する。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は会長が委嘱する。
3. 顧問は求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(会 議)

第11条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総 会)

第12条 総会は会員により構成し、会長が招集して次の事項を行う。

- (1) 事業計画等本会運営に関する基本的かつ重要な事項について審議決定する。
 - (2) 第3条の事業のうち、主として(1)および(2)に掲げる事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
2. 総会は年1回開催することを原則とし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
 3. 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(幹事会)

第13条 幹事会は会長が招集する。

2. 幹事会は必要の都度開催し、本会の事業推進の実務にあたる。

(年 度)

第14条 本会の事業年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するための事務局を置く。

2. 事務局は会長事業所(協議会)が担当する。

(会 費)

第16条 本会の運営費は各構成員よりの会費をもってこれにあてる。

2. 会費の基準は別に定める。

付 則

本会則は昭和55年6月25日から実施する。

改訂1 平成27年6月24日